



兵庫労働局発表  
平成26年11月19日

【照会先】

兵庫労働局雇用均等室

室長 四方 智美  
地方育児・介護休業指導官 井上千絵子  
(電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

## 妊娠・出産・育児休業の取得などを巡る事業主とのトラブルに関する「電話相談」—時間を延長して実施—

妊娠・出産・育児休業の取得などを理由とする不利益取扱いに関する相談が、労働者、事業主双方から雇用均等室に多く寄せられ特に兵庫局では大幅に増加しています。このため、妊娠・出産・育児休業などを巡り事業主との間にトラブルを抱えている労働者等を対象に、12月17日(水)～19日(金)の3日間は通常の17時15分までの相談受付時間を19時まで延長して「電話相談」を受け付けます。

### 『妊娠・育休トラブル 電話相談』

日時：平成26年12月17日(水)～19日(金)

8時30分～19時00分

電話番号：078-367-0820

#### このようなお相談に対応します。

- 上司から、産休・育休はとれないと言われた。
- これまで1年契約を更新されてきたのに、妊娠を伝えたら契約更新しないとされた。
- 育児休業を取りたいと申し出たら、復帰後はパートになるように言われた。
- 妊娠中に体調不良で休んだら、退職を強要された。など

※ 「延長電話相談」は、滋賀労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、和歌山労働局が同時に実施します。

※ 各労働局の雇用均等室においては随時相談を受け付けています。

【受付時間 8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)】

※ 当日取材をご希望の報道関係者の方は、12月15日(月)12:00までにご連絡下さい。【兵庫労働局雇用均等室 四方、井上 / 電話 078-367-0820】

(資料)

- 1 「妊娠や出産、育児休業をめぐって、会社とトラブルになっていませんか？」
- 2 妊娠・出産・育児休業の取得などをめぐる相談件数

資料1 19時  
まで  
延長

# 妊娠・育休トラブル 電話相談

1年契約で更新されてきたのに、  
妊娠を伝えたら、次の  
契約更新はしないと言われた。

上司から、産休・育休は取れない  
と言われた。

育休は取れたけど、  
「戻るときはパートに  
なってね」と言われた。



これって  
マタハラ???



妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、  
解雇、不利益な異動、減給、降格などの  
不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

## 平成26年12月17日(水)～19日(金)


### 8時30分～19時00分

#### 3日間は時間を延長してご相談をお受けします。

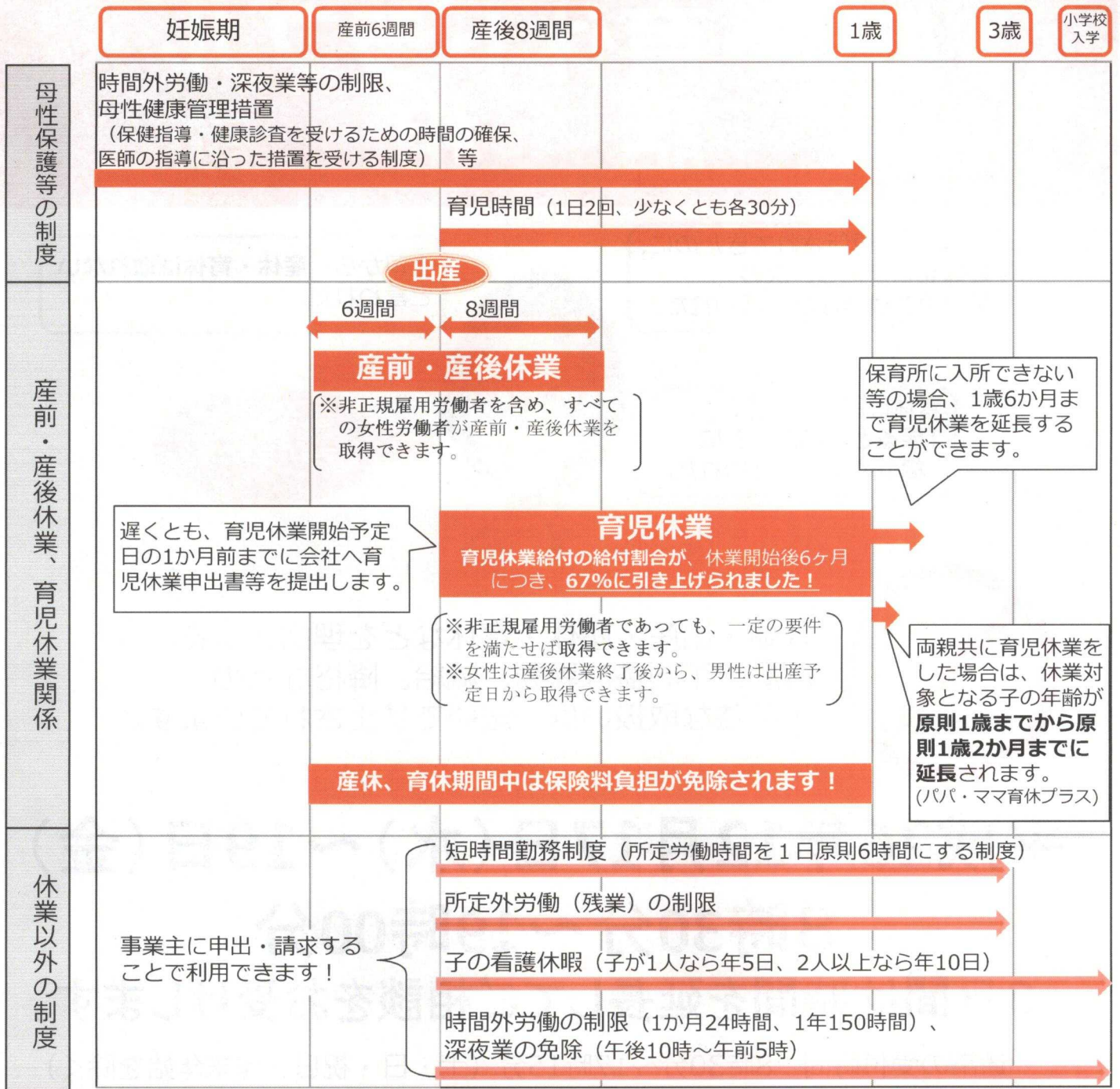
通常の受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

会社の所在地の各労働局雇用均等室へご相談を！(匿名でも大丈夫です)

滋賀	☎077-523-1190	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	☎075-241-0504	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	☎06-6941-8940	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	☎078-367-0820	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クロスビル15階
奈良	☎0742-32-0210	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	☎073-488-1170	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

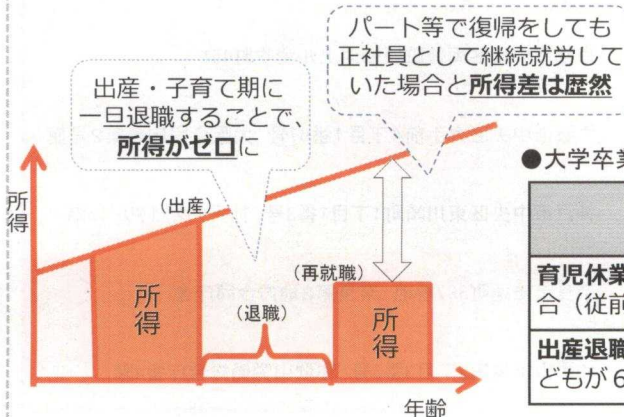
 近畿ブロック各労働局雇用均等室 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)

# ～妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度～



## 豆知識

～いちど退職してしまうと、生涯賃金に大きな差が出ます～



●大学卒業後、22歳時に就職、28歳で第一子、31歳で第二子を出産した女性の場合。

	大卒 生涯所得 (退職金含む)
育児休業を1年間利用して仕事を続けた場合 (従前の給与の4割を支給したと仮定)	2億5,737万円
出産退職後、パート・アルバイトとして子どもが6歳で再就職した場合	4,913万円

大きな差

## 妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱に関する相談等件数

表1 兵庫・近畿の相談等件数

	兵庫		近畿ブロック		全国(参考)
	平成25年度	平成26年度上半期	平成25年度	平成26年度上半期	平成25年度
①労働者からの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱(均等法第9条第3項)に関する相談件数	48	33	344	152	2,090
②労働者からの育児休業に係る不利益取扱(育介法第10条)(個別の権利侵害)に関する相談件数	36	12	247	95	1,354
③労働者からの育児休業以外に係る不利益取扱(育介法第16条の4ほか)(個別の権利侵害)に関する相談件数	10	13	89	48	344
①～③合計	94	58	680	295	3,788
④労働者からの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱(均等法第9条第3項)に関する紛争解決援助申立件数(調停含む)	5	8	43	20	注1)224
⑤労働者からの育児休業取得等不利益(育介法第10条、第16条の4ほか)に関する紛争解決援助申立件数(調停含む)	3	4	31	13	注2)161
④、⑤合計	8	12	74	33	385

注1)注2)については労使双方を含む

図1 兵庫における相談件数の推移

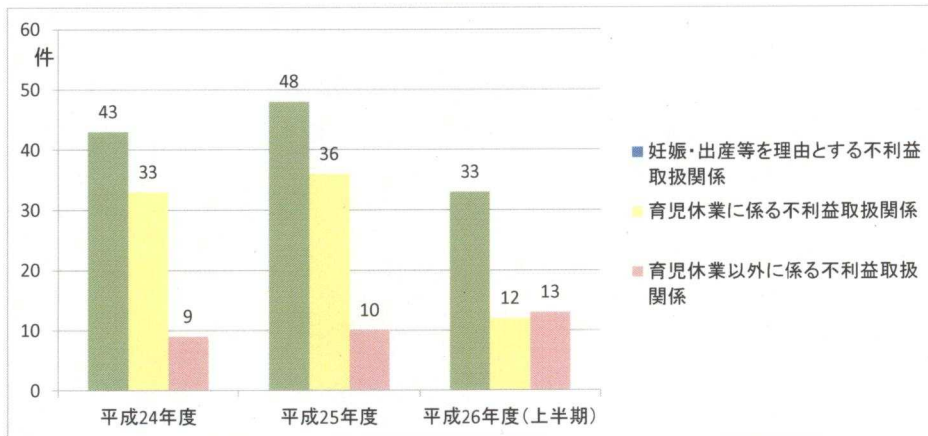


図2 兵庫における紛争解決援助申立件数の推移

